

平成20年第3回上富田町議会定例会会議録

(第3日)

開会期日 平成20年9月18日午前9時30分

会議の場所 上富田町議会議事堂

当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(12名)

1番	山本明生	2番	木村政子
3番	三浦耕一	4番	吉田盛彦
5番	大石哲雄	6番	畑山豊
7番	奥田誠	8番	沖田公子
9番	榎本敏	10番	木本眞次
11番	池口公二	12番	井澗治

欠席議員(なし)

出席した事務局職員は次のとおり

事務局長 福田誠 局長補佐 嵯峨紀子

地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	小出隆道	副町長	平見信次
教育委員長	木村悌吉	教育長	谷本圭司
会計管理者	目崎讓	総務政策課長	小倉久義
総務政策課 企画員	山崎一光	総務政策課 企画員	浦勝明
総務政策課 企画員	山本敏章	住民生活課長	清水一則
住民生活課 企画員	廣井哲也	住民生活課 企画員	平田隆文
住民生活課 企画員	高垣通代	住民生活課 企画員	藪内博文
税務課長	池田秀明	税務課企画員	深見芳治

産業建設課長	大江 克明	産業建設課員 企画員	堀 悦明
産業建設課員 企画員	宮本 正明	産業建設課員 企画員	植本 亮
上下水道課長	和田 幸太郎	上下水道課員 企画員	植本 敏雄
教育委員会 総務課長	吉田 充伸	教育委員会 総務課企画員	笠松 眞年
教育委員会 生涯学習課長	木村 勝彦		

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 27号 平成20年度上富田町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 2 議案第 57号 平成20年度上富田町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 3 議案第 58号 平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算
(第1号)
- 日程第 4 議案第 59号 平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算
(第1号)
- 日程第 5 議案第 60号 町道路線の認定について
- 日程第 6 議案第 61号 町道路線の変更について
- 日程第 7 議案第 62号 工事請負契約の締結について(平成19年度 第5号
地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁
撤去(その1)工事)
- 日程第 8 議案第 63号 工事請負契約の締結について(平成20年度 第5号
地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁
撤去(その2)工事)
- 日程第 9 議案第 64号 工事請負契約の締結について(平成20年度 公共
下水道事業 生馬下水道管(6工区)布設工事(補助))
- 日程第10 議案第 65号 上富田町教育委員会委員の任命
- 日程第11 選挙第 8号 上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙に
ついて
- 日程第12 発委第 1号 上富田町議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第13 意見書第 2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書

日程第 1 4 意見書第 3 号 地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める
意見書

日程第 1 5 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

開 会 午前9時30分

議長（吉田盛彦）

皆さん、おはようございます。本日もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第3回上富田町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1～9 報告第27号・議案第57～64号

議長（吉田盛彦）

この際、日程第1 報告第27号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の件から日程第9 議案第64号、工事請負契約の締結について（平成20年度公共下水道事業 生馬下水道管（6工区）布設工事（補助））の件まで9件を一括議題とします。

日程第1 報告第27号

議長（吉田盛彦）

日程第1 報告第27号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。全体でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

12番、井潤君。

12番（井潤 治）

専決第20号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第3号）に反対いたします。

私どもは、この表題でありますところの総額を幾らとすると、これに主眼を置いております。中身については賛成であるわけですが、当初予算の反対した理由により、これに反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第27号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第2 議案第57号

議長（吉田盛彦）

日程第2 議案第57号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件について質疑をします。

ページごとに行きます。

まず、歳出の11ページから。11ページありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

12ページ、13ページ。

11番、池口君。

11番（池口公二）

13ページの参詣道と水土里のむら機能支援事業費という、これ、このもとの自身は何らないんですけども、これ、どういう事業に対してこの国庫の負担というのですか、出していただけるような、そのちょっと基準というのですか、そういうのがあればちょっと教えていただきたいと思います。

議長（吉田盛彦）

内容ですね。産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

11番、池口議員さんにお答えいたします。

参詣道と水土里のむら機能支援事業ということでございまして、これにつきましては、世界遺産に登録された紀伊山地の霊場と参詣道の周辺市町村などの中山間地域を対象に、地域住民参加型施工方式で実施する農地等の地域資源の保全、活用に必要な整備をということで、これは地域住民が参加をして、ここが必要であるとかというワークショップも、県から来ていただいて何回か実施をしております、表にいたしまして、ここの水路は必要だとか、こういう取り組みが必要だということでしてございます。

それで、今回、このところにつきましては、岡地区の農業用の水路を対象にしてございます。これにつきましては1工区から3工区がありまして、合計で大体水路200メートル直すという形で、現在、取り組んでおります。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかにありませんか。12、13。

7番、奥田君。

7番（奥田 誠）

今の件に関して、その岡地区農道、上の小規模土地改良事業費の舗装ほか委託料とその修繕事業委託料という形で、委託料というのはどういうところへ委託されるのですか。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

7番、奥田議員さんにお答えをいたします。

これにつきましては、小規模につきましても、水土里の今の先ほどの件につきましても、地元が施工をするという形で、自分らが回すような形で施工するということで、費用についてもかなり経費が安くなるという関係で、委託料というような形、県と打ち合わせをして委託料で組んでございます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、14ページ、15ページ

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、16ページ

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

それでは、歳入に入ります。9ページからお願いします。

9ページ、質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

10、11ページ、お願いします。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

全体で、はい、井濶君。

12番（井濶 治）

中身の問題はないわけですが、この会計を実行するに当たりまして、消費税は総額で幾らに、トータルでなりますか。

議長（吉田盛彦）

総務政策課企画員、浦君。

総務政策課企画員（浦 勝明）

12番、井濶議員さんにお答えいたします。

今回の補正で、理論上の消費税は5,917万円になります。

以上です。よろしくをお願いします。

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

議案第57号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第4号）に反対いたします。

私どもは、この表の表題にありますとおり、何々を加えてそれぞれ総計幾らにすると総括的なことの会計の考え方を持っております。ゆえに、中身は大変よくても、全体として当初予算に申し上げたとおりの反対の理由により反対いたします。

特に消費税につきましては、5,917万円に至っているという点で反対をいたします。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

次に、反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第57号、平成20年度上富田町一般会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（吉田盛彦）

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第3 議案第58号

議長（吉田盛彦）

日程第3 議案第58号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。全体でお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第58号、平成20年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第59号

議長（吉田盛彦）

日程第4 議案第59号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件について質疑を行います。全体でお願いします。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

1つだけお聞きしたいのですが、公共下水道の事業について、この補正が実行された段階で加入率の分母と分子をお願いいたします。

加入率についてと、そして、あと残っている公共下水道の事業量についてお願いします。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前9時42分

再開 午前9時43分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

上下水道課長、和田幸太郎君。

上下水道課長（和田幸太郎）

大変貴重な時間をお取りしまして申しわけございません。

12番、井瀬議員さんのご質問にお答えをいたします。

つなぎ込み状況でございますけども、平成20年8月末現在で110軒でございます。全体の600軒に比較しますと、18%程度です。

で、あとの残事業ですけども、全体で158億2,100万円に対しまして、19年度末で42億7,400万円施工してございます。残としまして、115億4,700万が残事業で残っている状況でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

当局に申し上げます。数字を言うときは、できるだけゆっくり申し上げます。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第59号、平成20年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第60号

議長（吉田盛彦）

日程第5 議案第60号、町道路線の認定についての質疑を行います。

全体で行きます。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

ちょっと余計なことかわかりませんが、この道路認定には賛成なのですが、この道路を認定することによって、その延長、多分説明したのかと思うのですが、もう一度言ってほしいのと。

それから、これ、地域別にして、岡とか市ノ瀬、岩田、生馬、朝来というように地域別に、キロメートルはどんなになるかというのをご説明願います。

議長（吉田盛彦）

暫時休憩します。

休憩 午前9時46分

再開 午前9時47分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

大変貴重な時間をすいません。

12番、井澗議員さんにお答えをいたします。

今回の町道認定で、先日も話をしましたが、5路線で754.88メートルの追加と、それから変更で43.25メートルの追加でございます。それで、合わせまして610路線、実延長が215.40キロメートルでございます。

それで、旧地区別ということなのですが、仮に岩田から市ノ瀬へまたがっている町道もございまして、そういう部分が多分にありますので、地区別では出しかねます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第60号、町道路線の認定についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号

議長(吉田盛彦)

日程第6 議案第61号、町道路線の変更についての件の質疑を行います。

12番、井潤君。

12番(井潤 治)

私は担当委員会へ入っていないので、説明を聞いていないので、わからないのでちょっとお聞きしたいと思うのですが。

これは、恐らくあそこの南紀の台へ上がっていくところだろうと思うのです。で、あそこの取り合わせと信号とはどういうふうになっていくのか、関連で。

で、あの田鶴のトンネルがあるでしょう。あそこの整理の問題はどうなっていて、それとこれとのからみ合いはどんなになるかというようなことを含めて説明願いたいと思います。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

12番、井澗議員さんにお答えをいたします。

この町道変更でございますが、地図をあけていただければ、先日も説明しましたように、国道が基本的に現在のところは2車線通っておりますが、4車線になる。そうならば、旧の現在通っております町道が途中で切れるというような状態の中で、現在、迂回路的に町道認定にかえてするというので、今の現在の42号の峠の切り下げについては、今年度、来年3月までに、今、2車線分切り下げを先日から行ってございます。これがすべて4車線分、基本的に切り下げをするということですが、現在のこの町道を認定したところから朝来を向いてのところは1軒、残ってございます。そういう関係で、その分については、いつちょっと開通するかというのは私もわかりません。

だけど、今の言うそこから向こうについて拡幅で広がりますので、現在の町道が中へ引っ込んでぷつと切れますので、その分のつけ替えということで認識いただければと思います。

信号につきましても、現在のところからこちらに移動して開通するということになります。

（発言する者あり）

いやいや、大谷のところの信号は、そのままですよ。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第61号、町道路線の変更についての件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号

議長（吉田盛彦）

日程第7 議案第62号、工事請負契約の締結について（平成19年度 第5号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その1）工事）の件について質疑を行います。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

私は担当委員会ではありませんのでお聞きしたいのですが、地方道路整備臨時交付金、臨交と言われるやつなのですが、これを受けるについてはいろいろな手続が必要だと思うのです。どういう経緯を経てこの事業になるかという点についてのご説明をお願いします。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

12番、井澗議員さんにお答えをいたします。

一応、この橋につきましては、昭和39年にしてございます。そういう形の中で県と協議をして、かなり傷んである。それと、やっぱり耐震化が必要であるということで申請をして、で、取り組んで、県につけていただきまして、基礎からしますと、もう何年間か、現在にして至っております。もう少しすれば通れるようになるということで、一応基準等、現在のところは基本的に補助率が55%、補助基本額55%ということで取り組んでおります。

以上です。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

今の大江課長の言われた経過というのは私も知っているのですが、もう1つ聞いておきたいのは、この地方道路整備臨時交付金というのは、こういう交付金がありますよというガイド、アドバイスというのが県からきちっと町へ来ているのかどうかというのだけお聞きしたい。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

12番、井濶議員さんにお答えをいたします。

一応県からも来ておりますし、インターネットで国土交通省の中を検索すれば、こういう事業、臨時交付金事業制度というのがございますよということも見て、県と打ち合わせして進んでござります。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

11番、池口君。

11番（池口公二）

先日の説明で、橋台があるでしょう。橋台の撤去もすべて下まで入っているという話だったと思うのですが、例えば橋台、両サイドとも下まで取れば、国道側、県道側も道路が崩落してくる可能性があるのじゃないかと、こういう懸念するのですが、矢板か何か打ってそれですか、その辺ちょっとお聞きしたいのと。

もう1点は、設計を組んだときに、鉄の鋼台の部分が恐らく55円か60円ぐらいしておったと思うのです、スクラップの工場が。それがもう今だったら、例えば20円とか22円ぐらいに下がってきているのですが、その辺のスクラップの工場費というのは、精算するときには下がった分を、逆に言ったら精算をきちっとするのかと。

なぜこれを聞くかと言えば、多分恐らくまたその分精算したら補正の話が出てくると、補正というのじゃなしに出てくると思うのです、補正の。で、そのときに、何でこんな高い補正が出てくるのだという話が出てきたら困るので、最初に聞いておきます。

議長（吉田盛彦）

産業建設課長、大江君。

産業建設課長（大江克明）

11番、池口議員さんにお答えをいたします。

議員言われるように、すべてじゃなしに橋台に、橋脚につきましては、計画河床から仮に1メートル50とか、そういう基準が決まっていますので、それについてはそういう形で取りたいと。

橋台についても、今の橋台が土の中に埋まってしまう。だから、必要以上に取ることはないと思いますので、そういう形で取りたいと。

それと、やはり国道側のところについては、昔に、以前に仮に歩道をつけたときであるとかいうことで、やはり振動するという形の中なので、国道側の橋台と、それから橋脚1基は、今のその無振動工法的な部分で取りたいと、そのように考えてございます。

それから、スクラップの件でございますが、一応設計した時点は今年の7月に設計をしてございます。そのときのスクラップ単価ということで、減額になってございます。これにつきましては、今後、施工する時期であるとかそういうやつを考慮した上で、また県と相談して、変えられる部分があるのだったらそうしていかなければいけない。それは今ちょっとこの場で、できるとか、できないとかいうのはちょっと返答は控えさせていただきますので、今後、また検討はさせていただきます。

以上です。

議長（吉田盛彦）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第62号、工事請負契約の締結について（平成19年度 第5号 地方道

路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その１）工事）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 3 号

議長（吉田盛彦）

日程第 8 議案第 6 3 号、工事請負契約の締結について（平成 2 0 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2 ）工事）の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第 6 3 号、工事請負契約の締結について（平成 2 0 年度 第 5 号 地方道路整備臨時交付金事業 町道市ノ瀬橋線旧橋梁撤去（その 2 ）工事）の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号

議長（吉田盛彦）

日程第9 議案第64号、工事請負契約の締結について（平成20年度 公共下水道事業 生馬下水道管（6工区）布設工事（補助））の件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第64号、工事請負契約の締結について（平成20年度 公共下水道事業 生馬下水道管（6工区）布設工事（補助））の件を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（吉田盛彦）

10時10分まで休憩します。

休憩 午前10時00分

再開 午前 10 時 10 分

議長（吉田盛彦）

再開をします。

日程第 10 議案第 65 号

議長（吉田盛彦）

日程第 10 議案第 65 号、上富田町教育委員会委員の任命についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

議案第 65 号を説明します。

議案第 65 号、上富田町教育委員会委員の任命について、下記の者を、上富田町教育委員会委員に任命したいから地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

住所は、上富田町生馬 1763 番地。

氏名は、木村悌吉氏でございます。

生年月日は、昭和 10 年 10 月 30 日。

平成 20 年 9 月 18 日提出、上富田町小出隆道。

上富田町の教育委員会委員で、現教育委員長の木村悌吉氏が 10 月 11 日をもって任期満了となりますが、木村悌吉氏は昭和 63 年 10 月より教育委員、平成 12 年 10 月より教育委員長として、長年にわたり学校教育を始め生涯学習にわたる上富田町の教育行政を担っていただいております。また、上富田町発展のため広汎にわたりご尽力をいただいておりますので、引き続き、できましたらよろしくお願ひしたいと思っております。

議長（吉田盛彦）

木村教育委員長本人がおられますので、除斥を求めます。

（教育委員長 木村悌吉君 退席）

議長（吉田盛彦）

これより本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、上富田町教育委員会委員の任命について同意を求める件はこれに同意することを決しました。

議長(吉田盛彦)

暫時休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時13分

議長(吉田盛彦)

再開をします。

(教育委員長 木村悌吉君 着席)

木村教育委員長さんに申し上げます。

ただいま、上富田町教育委員会委員の任命について同意する件は同意されましたので、告知いたします。

木村君より発言が求められておりますので、これを許可します。

教育委員長、木村君。

教育委員長（木村悌吉）

ひとことごあいさつを申し上げます。

ただいまご承認をいただき、まことにありがとうございました。この上は老骨にむち打って、教育委員会職員の皆様方、ほかの委員の皆様方ともども上富田町教育のさらなる発展とより充実した教育の達成のために、まことに微力ではございますが、誠心誠意尽力してまいりたいと思っています。議員の先生方におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、私のあいさつといたします。ありがとうございました。

日程第 1 1 選挙第 8 号

議長（吉田盛彦）

日程第 1 1 選挙第 8 号、上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙についての件を議題とします。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長（福田 誠）

朗読いたします。

選挙第 8 号、上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について、地方自治法第 1 8 2 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。

記。

選挙管理委員会委員 4 名、同補充員 4 名。

平成 2 0 年 9 月 1 8 日提出、上富田町議会議長吉田盛彦。

以上です。

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名をいたします。

選挙管理委員に、上富田町市ノ瀬700番地の内1号、福田俊夫君、上富田町岩田1813番地、野田浩君、上富田町生馬647番地の1、山本里誌君、上富田町朝来1158番地、鳴瀬よし子君を指名いたします。

同補充員に、上富田町生馬635番地、円光孝生君、上富田町市ノ瀬2207番地の1、三栖伸君、上富田町岡813番地、森琢未君、上富田町朝来191番地の2、新谷征史君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました皆さんを上富田町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、ただいま報告いたしました皆さんが上富田町選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

なお、当選順位は、ただいま発表しました順位といたします。

日程第12 発委第1号

議長(吉田盛彦)

日程第12 発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則、上富田町議会会議規則(昭和62年議会規則第11号)の一部を別紙のように改正する。

平成20年9月18日提出。

提出者、上富田町議会議会運営委員会委員長榎本 敏。

以上です。

議長（吉田盛彦）

提出者より提案理由の説明を求めます。

9番、榎本 敏君。

9番（榎本 敏）

上富田町議会会議規則の一部を改正する規則（案）を説明いたします。

（上富田町議会会議規則の一部改正）

第1条 上富田町議会会議規則（昭和62年議会規則第11号）の一部を次のように改正する。

本文中「第15章」を「第16章」に、「第16章」を「第17章」にそれぞれ1章ずつ繰り下げ、第120条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改め、同条を「第121条」とし、「第121条」を「第122条」とする。

第14章の次に、次の1章を加える。

第15章 全員協議会

（全員協議会）

第120条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が召集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

今回、地方自治法の一部の改正があり、9月1日から施行されております。

議会関係の改正としましては、議会での全員協議会と議会における議案の審査、議会運営の充実を図るため各種の会議等が開かれている実態等を踏まえ、地方自治法第100条第12項が新たに追加され、議会は会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議、または調整を行うための場を設けることができることになりました。これにより、これまで地方自治法第100条第12項だった議員の派遣の件が、同条第13項に変更となっています。

各町村議会における実態としては、全員協議会、議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整のための場が設けられていますが、現行法上、正規の議会活動は本会議、委員会への出席や議員派遣などに限られているという解釈が取られてきたことから、法的な根拠のない全員協議会への出席については公務災害補償等の対象になら

ないとされてきましたが、今回の自治法の改正により、全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置づけられることから、会議規則に定めることにより今後の公務災害補償等の対象となり得るものとなりました。

当議会としては、これまで議事公開の原則もあり、必要以外に全員協議会を活用した協議等は行ってきていませんが、今回、主にこのような理由により会議規則の改定を行うものであります。その他、詳しくは参考資料をごらんください。

なお、この改正により全員協議会については法的に認められたものになりますが、議会としての意思決定はあくまでも本会議、委員会においてなされるものであり、本会議、委員会を代替えるものではありません。

また、この改正の中で今回新たに追加する会議規則の第120条第3項に、全員協議会の運営、その他必要な事項は議長が別に定めるとしており、お手元に上富田町議会全員協議会運営規程の案を作成し、配付しておりますので、ご参照ください。会議規則の改正が可決されれば、この規程を公布する予定としています。改正については、詳しくは新旧対照表をご参照ください。

以上、よろしくお願いをいたします。

議長（吉田盛彦）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより発委第1号、上富田町議会会議規則の一部を改正する規則の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 意見書第2号

議長(吉田盛彦)

日程第13 意見書第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件を議題とします。

事務局より朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

意見書第2号、平成20年9月18日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長(吉田盛彦)

提案理由の説明を求めます。

6番、畑山 豊君。

6番(畑山 豊)

説明をいたします。

今回、総務教育常任委員会として、この意見書を提出することになりましたので、まず、朗読をいたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」以来、3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な事業が実施され、道路・生活環境等の基盤整備や産業の振興など一定の成果をあげたところであります。

しかしながら、依然として若者の流出や少子高齢化は特に過疎地域において顕著であり、路線バスなどの公共交通機関の廃止、医師および看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進み、多くの集落が消滅の危機に瀕し、

過疎地域は極めて深刻な状況に直面しております。

我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとである過疎地域は、都市に対して、食糧や水資源の供給、自然環境の保全と癒しの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的・公共的機能を担っております。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心のより所となる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域であります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化することが必要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

この意見書については、今回、県町村議会議長会の取り組みとして、県下各町村議会において行うものであります。ご存じのように、上富田町は過疎地域の適用となっておりますが、県下全域的なことを踏まえた取り組みとして、総務教育常任委員会で決定し、この意見書を提出することになりました。現在、和歌山県においては13の市町村が過疎地域の適用となっており、近隣市町村では田辺市、白浜町、すさみ町が入っております。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣となっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（吉田盛彦）

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第2号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の件について採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 意見書第3号

議長(吉田盛彦)

日程第14 意見書第3号、地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書の件を議題とします。

事務局より朗読をさせます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

意見書第3号、平成20年9月18日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

提出者、上富田町議会産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書(案)。

上記の意見書(案)を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

以上です。

議長(吉田盛彦)

提案理由の説明を求めます。

5番、大石哲雄君。

5番(大石哲雄)

今回、産業民生常任委員会といたしまして、この意見書を提出することになりましたので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書(案)について

説明いたします。

我々和歌山県民は、これまで、あらゆる機会を通じて本県の道路整備の推進と道路財源の確保を訴えてきた。特に道路特定財源の暫定税率の問題を巡っては、決起大会の開催や要望活動に加え、官民一体となった紀伊半島一周道路行進を行うなど、国、関係機関に対し、道路特定財源関係諸税の早期成立を強く訴えたところである。

これにより道路特定財源の暫定税率及び地方道路整備臨時交付金制度の関連法案が再可決されたが、一方で、5月13日に閣議決定された「道路特定財源等に関する基本方針」に基づき、道路特定財源を廃止し平成21年度から一般財源化し、生活者の目線でその使い方を見直すこととされた。

半島地域に位置し、道路整備が著しく立ち遅れた和歌山県にとって、紀伊半島を一周する高速道路や京奈和自動車道、府県間道路などの幹線道路ネットワークの確立は、企業誘致や観光振興、農林水産業の振興など県民の将来のチャンスを保障するものとして、さらに東南海・南海地震への備えなどから不可欠である。また地域間の連携強化や安全・安心な県民の暮らしのためには、県道から市町村道に至る生活道路の整備も必要である。

これまで、我々地方の住民は、都市部の住民に比べ数倍の揮発油税を負担してきたが、道路整備は需要の大きい都市部から優先的に行われてきた。

これから本格的に道路整備を進めなければならない状況で、道路特定財源の一般財源化により、遅れてきた地方の道路整備がこれ以上滞るようなことは、到底容認できるものではない。

よって、道路特定財源の一般財源化後においても、地方に必要な道路整備が、着実に進められるよう次の事項について格段の配慮を強く要望する。

記

1．高速道路から生活道路に至る、地方が必要と判断する道路を着実に整備するための国及び地方の道路財源の安定的な確保

2．紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線や京奈和自動車道などの高規格幹線道路を初めとする幹線道路網の国の責任に基づく整備とそれに必要な財源の確保

3．未改良率などの指標とした本県のような道路整備の遅れた地域への優先的な予算配分

4．地方の実情に応じた道路整備を緊急かつ集中的に実施するための地方道路整備臨時交付金制度の維持・拡充・又はこれに代わる新たな制度の創設

5．新たな整備計画への道路整備の遅れた地方の意見の反映と、紀伊半島を一周する近畿自動車道紀勢線を初めとする地方に必要な道路の明確な位置付け

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、朗読をもって説明といたします。

なお、このような取り組みにつきましては、県下各市町村議会においても行われると聞いております。ご賛同くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（吉田盛彦）

本件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、井澗君。

12番（井澗 治）

この文章を読んでおられますと、この道路特定財源を一般化することについて反対なようにも聞こえますし、賛成なようにも聞こえます。取れます。なぜかと言いますと、後ろの方の、一番最後の方の文章と、それから4番目の文章を見ますと、「地方道路整備臨時交付金制度の維持」となっていますね。これは、賛成の立場ですね。ところが上の方では、一般財源化することになっているということに触れながら、まあまあ書いて、道路財源の確保をなささいということになっているわけです。だから、これはどういうふうに振り分けて考えたらいいのかというのが1つです。

もう1つは、高速道路の問題では田辺からすさみ間については、直轄でやるということになっているように私は聞いているわけですね。ということは、国の建設予算でやるということなのですよ。

同時に、すさみから太地については改良的な方向で取り組むというようになっていましてね、線の色分けを見てみますと。つまり、あるところにバイパスをつくったりしながら直していくというように取っているわけですね。で、それは国の直轄事業という形になるわけですね。

そうすると、道路一般財源、暫定税率を含めて、この全部一般財源化、これは廃止するか、取ったものを一般財源化すること以外に、その財源とする、大きくする道はないのではないかと。だから、これを廃止しても、道路特定財源の部分については、財源の部分について、その今あるものについて一般財源化するんだったら、それを一般財源としての中では道路に使えるというようなことの意味なのかということもよくわからないと私は思うのです。意味、わかりますか。議長、わかりました。

議長（吉田盛彦）

うん、矛盾しているという。

12番（井澗 治）

だから、そういう意味でね、そのところが非常にはっきりしない文章だというふう

に思うのですね。

私は、この暫定税率の維持、臨時交付金というのは、地方道路には臨時交付金しか、あまり使わないわけですね。このお金は、臨時交付金というのは。だから、それを残さないと、この文章は生きてこないわけです。この意見書は。でも、一般財源化してしまいますと、これは全部なくなるわけですから、その矛盾がね、相反する矛盾のことを2つ書いて意見書を出すというのは、意思決定としてはちょっとどうなのかというように思いますが、いかがでしょう。

議長（吉田盛彦）

5番、大石君。

5番（大石哲雄）

12番、井濶議員さんの質問にお答えいたします。

質問の内容が多岐にわたりまして、はっきり明確には僕も答えられないと思うのですが、ここに書いているとおりに、道路特定財源を廃止し、平成21年度から一般財源化されるということになってございます。で、そのそばに書いておりますが、「生活者の目線でその使い方を見直すこととされた」と。どのように見直すかということはこれからの、衆議院が解散されるというような予定もございませうけども、その後の国の方針に基づくものと考えられます。それに基づいて、生活者の目線で見直すということが正確に発表されるのではないかと思います。

議長（吉田盛彦）

12番、井濶君。

12番（井濶 治）

これだけちょっとお聞きしたい。道路特定財源の中には、その上に暫定税率を乗せて、その暫定税率を臨時交付金として使うということになっているのですよ、あの法律ではね。そうなっているのです。で、さっき課長が言うたような負担をくれるということになっているのですよ。

ところが、一般財源化しますと暫定税率もへったくれもないのです。なくなってしまうのですね。なくなってしまうたら、何でこのような、記4のような「地方道路整備の臨時交付金制度の維持」ということが言えるのかということになるのですよ。あの法律がそうなっているのですから。そこがちょっと矛盾しているのです、もう1回そこだけ聞いておきます。

議長（吉田盛彦）

5番、大石君。

5 番（大石哲雄）

お答えします。

記の 4 番目に書いているとおりに、「地方道路整備臨時交付金制度の維持・拡充」、これがなくなるかもわからないということで、これにかわる新たな制度の新設をその折にはお願いしたいということで、臨時交付金を維持、拡充するのが一番最適でございますけども、これにかわる新たな制度を、これがなくなる場合は創設してくれと、こういうように書いてございます。

議長（吉田盛彦）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

12 番、井潤君。

12 番（井潤 治）

地方の遅れた道路を充実させると、改善するということについては、何ら私、異議を挟むものではありません。ただ、道路特定財源というのは、すべての国民がガソリンとかそういうものを使う場合に納めている問題でありますから、これは、一般財源化するのは当然のことだというふうに思うのです。

さらにまた、仮にそれにかわるもの、この場合には「臨時交付金制度の維持・拡充」、それができん場合は「又は」と、こうなっていますね。だから、維持というのは、それを一般財源化するなという立場ですね、理論的には。そうなると思うのです。だから、それがもしそうでなかったら、次に「代わる新たな制度」と書いているのですけども、一応それはそういうふうに解釈するのがここでは当然です。それを守っていくのがベストですよ。でも、それができん場合にはこうしてくださいよと、こう書いているという意味を言うんでしょう、提案者は。

そのこともよくわかるんですが、私は、この和歌山県のこの高速道路については、要するに直轄道路になると思うのです。新宮からあそこへ来ているのもね、直轄道路ですよ。私も走って見ましたけども、立派なものできています。あれにつなぐわけでしょう。あれにつないでいくわけですね、ずっとこっちから。田辺からすさみまでは直轄で、恐らくすさみから太地も直轄だというふうに思います。まだむしろ改良という、非常に高速道路、高規格道路というふうに、もう本当に言えるのかどうかと。図面を見ていますとね、本当に改良ですよ。42号の改良という色が濃いですね。

だとしたら、この一般財源化して、むしろ国の建設予算の中での地方の道路整備、遅れているところ、地方道路の整備のやつを求めるといことの方がいい意見書ではない

かというように思います。そういう点が1点と。

それからもう1つ、この地方道路、仮に一步下がってこれを認めたとしても、この暫定税率を使ったところで一般財源が必要なのですよ、道路をつくるには。ということは、これだけ地方交付税を切り捨てながら、その地方交付税について何分か手当てをすることをここに論点として載せてなしに出すというのは、これは相矛盾することなのです。一方的なことなのです。

その2点で、反対いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、賛成討論の発言を許します。

池口君、11番。

11番（池口公二）

ただいまの意見書について賛成いたします。

一般財源化と言え、一般財源されたときにどこへどう使うというのが議論にすべてなって、例えば一般財源を道路の財源、今、税を道路のために使っているのですけども、これを一般財源化して際限なく、一般財源を例えば福祉の方へ使うということも、これ、可能なのですよ。

だから、そうやってきたときに税の不公平感、目的税ですから、その分を考えたときに、一般財源化して行って、例えば都会の方へいろんなバリアフリーするのだから何だかんだというような形で使われていくと。例えば都会でバリアフリー化するのに、地方の道路だったら1億円でできるやつが、向こうで10億かかると、そういうことというのはかなり起こってくるわけです。そういうことの中で、地方の道路がますます疲弊してくるのじゃないかという、こういう1点もございます。

そして、またもう1点は、一般財源化したときに、どこへどう使うというのが、これが明確にされないという部分も多々出てくるのです。そういう意味で、やはり道路の部分は道路を使ってくれと。一般財源化は、それはもうするという方向もありますけど、今後またどう変わってくるのかわからんけども、ありますけども、やはり道路の部分として使う部分は絶対地方へ使ってくれというのが、この道路特定財源の堅持の意見書だと思ふのです。そういう意味について、私は賛成いたします。

議長（吉田盛彦）

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより意見書第3号、地方の道路整備の促進と安定的な財源確保を求める意見書の件について採決をします。

本案は、原案どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長(吉田盛彦)

挙手多数であります。

よって、本案は可決されました。

日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

議長(吉田盛彦)

日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題とします。

申出書を事務局長に朗読させます。

議会事務局長(福田 誠)

朗読いたします。

平成20年9月18日、上富田町議会議長吉田盛彦殿。

総務教育常任委員会委員長畑山 豊。

閉会中の所管事務調査の申し出について。

本委員会は所管事項のうち下記事項について閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出します。

記

1. 調査事項。

1) 条例改正等について、2) 防災・消防関係について、3) 防災行政無線について、4) 行政改革について、5) 財政関係について、6) 情報システムについて、7) 総合計画について、8) 地域づくり事業について、9) 商工業の振興について、10) 企業誘致について、11) 大型共同作業場について、12) 情報公開制度について、13) 個人情報保護制度について、14) 地籍調査事業について、15) 住宅新築資金、宅地取得資金について、16) 税務関係について、17) 教育活動の推進について、18)

学校教育施設について、19)社会教育施設について、20)生涯学習(教育目標)の推進について、21)上富田スポーツセンターについて、22)上富田文化会館について。

2. 目的は、所管事務調査です。

3. 方法及び期間、委員会審査、期間は次期定例会まで。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日、提出いたします。

以下、委員会名と項目のみを朗読いたします。

産業民生常任委員会委員長大石哲雄。

1. 調査事項。

1)町建設事業の推進について、2)町道台帳(町道網の整備)について、3)国、県公共土木事業の推進について、4)都市計画について、5)農林水産業について、6)土地改良事業について、7)下排水路、用排水路について、8)災害復旧事業について、9)治山事業について、10)町営住宅について、11)砂利採取砕石事業について、12)宅地造成事業について、13)水対策について、14)水道事業について、15)下水道事業について、16)農業集落排水事業について、17)共同污水处理施設事業について、18)合併浄化槽について、19)福祉関係について、20)保育所関係について、21)環境衛生について、22)保健衛生について、23)介護保険について、24)医療保険について。

高速道路対策特別委員会委員長奥田 誠。

1. 調査事項。

1)高速道路について。

議会広報特別委員会委員長井濶 治。

1. 調査事項。

1)議会広報について。

議会運営委員会委員長榎本 敏。

1. 調査事項。

1)議会の運営に関する事項、2)会議規則、委員会条例に関する事項、3)議長の諮問に関する事項。

以上です。

議長(吉田盛彦)

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(吉田盛彦)

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、高速道路対策特別委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、小出君。

町長(小出隆道)

平成20年第3回町議会定例会を閉会するに当たりまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に上程しました平成19年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算認定につきましては、決算審査特別委員会を設置して審査をお願いすることになりました。山本明生委員長を始め委員の皆さんには、ご多忙のことと存じますが、よろしく願いを申し上げます。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の財政の指標関係については、報告をさせていただきました。このことについては、ご理解をいただいたものと判断していますが、県より、県下の自治体の実態が公表されました。こういう資料を配付させていただいております。結果ですが、上富田町は決して財政運営上安心できるものではなく、危険ラインに近いものでございます。特に、実質公債費比率の18%を超えることは予想されます。これは、公共施設の耐震化を今のままで進めましたら、残念ながらこの18%は超えます。このことも含めまして、皆さん方に相談する中で事業調整をして、計画立案を行いますので、厳しいという認識をよろしくお願い申し上げます。

平成20年度一般会計、特別会計、町道の認定、工事請負契約の締結や人事案件についてご承認をいただきまして、お礼を申し上げます。特に木村悌吉委員長につきましては、上富田町の教育行政がより一層進展しますようご指導をお願いいたします。また、選挙管理委員の皆さんや補充員の皆さんについても、よろしく願いを申し上げます。

本年度の上富田町の最大の課題は、市町村合併問題でありました。市町村合併問題は、意向調査を踏まえて、当面は合併は見合わすということで町行政に取り組んでまいります。今回の意向調査の結果を踏まえまして町民の皆さんにお願いしたいことは、行財政の運営を理解していただき、ともに財政厳しい中で上富田町の振興を図るということでございます。ご理解をいただけるようお願いいたします。

なお、衆議院の解散も新聞等で報じられ、一部の新聞では投開票日についても触れられております。行事の日程調整が必要になります。今週の末には各小学校の体育祭、10月にはミカン採り体験、コスモス祭り、戦没者慰霊祭、市ノ瀬橋の竣工式、近畿高校駅伝大会、おやじバンド等の日程が詰まっておりますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げまして、閉会のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（吉田盛彦）

閉会に当たりまして、大変高いところからでありますけれども、私からひとこと申し上げます。

既に皆さんもご存じのように、合併新法に係る市町村合併、第2次合併の時限立法の期限は、平成22年3月31日となっております。上富田町としても、遅くともこの10月ごろまでには合併の是非の方向性を出さなくてはならないという状況になっておりました。それに伴いまして、今回、町長は議会と相談をしながら、多くの住民の皆さん方の意見を聞き、今後、町の進むべき方向の参考とするために、上富田町の合併に関する意向調査を実施したところでございます。その調査結果並びに町長の方針については、既に各常任委員会において報告のあったとおりでありまして、第2次合併の期限内の合併は見合わすという結論に達した次第です。

これを踏まえて、当議会においても9月8日に全員協議会を開催し、各議員の率直な意見をお聞きしました。その中では、町の財政規模、住民サービスが縮小されてきている、そのことを考えれば合併をして、ゆとりのある財政活動、また様々な活動のできる方法に持っていかなければならないのではないかという意見もありました。また、それと反対に、合併しても、しなくても、地方交付税は削られていく、合併している町と比べても上富田町の財政状況はまだまだ頑張っているのではないかと、田辺市との合併については1次合併で起きた諸問題を解決しない限りまず無理であろうと、また、合併するのであれば田辺圏域、紀南圏域といった大きな合併を考えなければならないのではないかというような、当日は各議員より様々な意見が出て、町当局をまじえた議論を展開したところであります。

その結果、住民の意向と各議員の意見を総合的に判断し、去る全員協議会の場でも申し上げましたように、当議会としては、町長部局の第2次合併はしないで単独で行くという判断に対して深く認識、理解をしたところであります。

こうした結論に達したことにより、本定例会初日の冒頭、町長の町政方針の言葉にありましたように、単独行政を引き続き行っていくことにより、財政状況の厳しい中、今後、今まで以上に行財政改革を推進していくことが必要となってきます。

また、意向調査からも読み取れるように、周辺市町村との連携もこれまで以上に重視しなければならぬと考えております。

議会としても、ここでさらに認識をし、住民のために、ひいては我が上富田町のために、議員一丸となって町政に取り組んでいかなければなりません。

偶然にも今年は上富田町制施行50周年に当たり、11月8日には記念式典が予定されている等節目の年にも当たります。何か新町が発足するような緊張感を覚えているところがございます。町長を始め執行部の皆さんとともに、よりよいまちづくりに一層努力していきたいと議会としても決意を新たにしております。皆さんとともに頑張りたいと思います。

閉 会

議長（吉田盛彦）

お諮りします。

本定例会の付議されました事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（吉田盛彦）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

これで本日の会議を閉じます。

これにて平成20年第3回上富田町議会定例会を閉会いたします。

まことにありがとうございました。

閉会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 吉田 盛彦

議事録署名議員 山本 明生

議事録署名議員 木村 政子